平成28年 第11回香芝市教育委員会会議(11月定例)会議録

日時 平成28年11月24日(木)

午後3時00分より

場所 香芝市役所 5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司

委 員(教育長職務代理者) 中木 秀一

委 員 田中 貴治

委 員 石原田 明美

委 員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 吉村 宗章 教育部次長(学校教育課長事務取扱) 福森 るり 総務課長 吉田 十朗 生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 秋山 優 生徒指導支援室長 上谷 基博 中央公民館長 仲西 靖子 市民図書館長 石井 成子 生涯学習課主幹 奥田 昇 生徒指導支援室主幹 田中 雅野

〔書記〕

総務課主幹 千葉 常雅 総務課主査 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうご

ざいます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第11回教育 委員会会議(11月定例)を開会いたします。

教育長

なお、傍聴の方にお願い申し上げます。本会議では、香芝市教育委員 会傍聴規則により、写真の撮影、録音等を禁止しております。また、私 語、談話につきましても禁止をしておりますので、よろしくお願いしま す。

日程3 署名委員の指名について

教育長署名委員は、田中委員と三岡委員にお願いいたします。

教育長

前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきま す。

教育長 前回10月25日の第10回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告 させていただきます。

26日水曜日は、子ども若者育成支援推進事業アドバイザー養成講座を福祉センターで行わせていただきました。「ニート、引きこもりの支援の実態について」ということで、帝塚山大学の神澤先生にご講義をいただきました。

27日、28日の2日間にわたりまして、近畿都市教育長協議会研究大会が ございました。橿原あるいは大和高田であったんですが、講演といたしま して、「邪馬台国は古墳時代か?どうか?」ということで橿原考古学研究 所所長の菅谷先生のご講演がございました。その後、実践報告として滋賀 県東近江市、和歌山県海南市、兵庫県西宮市の教育委員会からございました。どの教育委員会においても、それぞれの学校の特色を活かし、地域の特色を活かし、学校、地域、家庭の連携のもとに教育が進められていることを実感しました。

31日の月曜日は、香芝市中学生英語暗唱大会がございました。毎回あいさつに行かせていただくのですが、香芝市内の4中学校の1年生から3年生までの各学年、学校の代表の生徒たちの英語暗唱は非常に素晴らしいものがあり、国際化を感じるところでございます。香芝市の英語教育力の高さを実感いたしております。

また同日、総合教育会議がございました。教育委員の皆様にも参加いただきましたが、市長とともにこの場で話し合いをさせていただき、コミュニティースクール、トイレの洋式化、ICT教育、中学校の通級教室等についての説明あるいは話し合いが行われました。

11月に入りまして、11月は子ども若者育成支援強調月間ですので、1日は近鉄下田駅で早朝に駅頭啓発活動をさせていただきました。

同日午後は、非常に風が強く寒い日だったんですが、橿原運動公園で香芝市中学校駅伝大会がございました。香芝西中学校の男子が優勝したんですけれども、香芝西中学校創立以来初めての優勝でございました。子どもたちのがんばりや、先生方の喜びが印象に残っています。

2日の水曜日は、志都美小学校で学校訪問がございました。

3日の木曜日は、香芝市功労者表彰式が行われました。長年にわたって 香芝市に功労いただいた方の表彰でございました。なお、一般表彰といた しまして、香芝中学校を卒業しました荒本一成君がボクシングで県の総体、 国体等で優勝しておりまして、その表彰もございました。

4日の金曜日は、香芝中学校、下田小学校で学校訪問がございました。 6日の日曜日は、第21回ふれあいフェスタ並びに第25回子どもフェスティバル、またレクリエーションクラブの発表会が、市役所あるいは体育館、モナミホール、中央公民館でございました。特に公民館、モナミホールにおきましては、子どもフェスティバルということで、市内の多くの子どもたちがPTAや指導員等々の指導のもとに楽しい時間を過ごしておりました。

7日の月曜日は、真美ヶ丘西小学校で学校訪問がございました。

8日の火曜日は、真美ヶ丘東小学校で学校訪問がございました。

同日、第2回指定管理者選定委員会がございました。これはまた後ほど 説明させていただきます。

9日の水曜日は、第1回奈良県教育サミットがございました。教育サミットは、各市町村の首長と教育委員会教育長、また県知事、県の教育委員

会の方々との話し合いの場でございます。特に学力・学習状況調査についての話し合いがございましたが、特に教職員の資質向上についていろいろな議論が交わされました。香芝市においても資質向上を図っているわけでございますが、先生方が子どものためにがんばっている様子を学校訪問等でもご覧いただいたかと思います。

11日の金曜日は、職場体験視察がありました。これは17日の木曜日にもありました。香芝西中学校と香芝北中学校の職場体験で、二上山博物館あるいは市民図書館等に子どもたちが行っております。普段、博物館や図書館に行く子どもたちは多いのですが、初めてバックヤードや資料室に入って、非常に熱心に取り組んでおりました。激励も含めて視察に行かせていただきました。

同日11日は、奈良県市町村教育委員会連合会研修会が御所市アゼリアホールでございました。「大和売薬よもやま話」ということでご講演がございましたが、大和の売薬は、薬を先に家庭に置いて、それを使ってから代金を頂くということで、そういった取り組みはあまり他所ではないようですが、非常にユニークな取組みだということで聞かせていただきました。中木委員、三岡委員にもご参加いただきました。ありがとうございました。

12日の土曜日は、第40回公民館まつりがございました。12日、13日、14日と3日間にわたってあったわけですが、舞台発表並びに作品展があり、非常に力作が並んでおりました。そしてまた舞台のほうでも、日頃の公民館での練習の成果を思う存分発揮していただきました。まさに市民の文化水準の高さだとうれしく思っております。

同日午後からは、青少年健全育成市民集会がございました。少年の主張が10名の児童、生徒から行われ、子どもたちの考えを聞く貴重な時間でございました。尼寺廃寺跡の資料館ができて、私は尼寺に住んでいるが非常に誇りに思い、今後また多くの人が尼寺廃寺跡に来てほしい。そういった話がございました。

14日の月曜日は、第5回広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会がございました。危機管理マニュアルについての話し合いがございました。17日の木曜日は、奈良県人権教育推進協議会のブロック別研修会がございました。

同日、幼稚園の園長会が行われ、特に寒い時期ですが、子どもたちの健康に気をつけて、平成28年の残りの保育、教育をお願いしますという話をさせていただきました。

19日の土曜日は、第2回香芝市教育の日でございました。教育委員の皆様におかれましても、それぞれの幼稚園、小学校、中学校にご参加いただき、いろいろなご意見を頂戴できたかと思います。私はすべての幼稚園、

小学校、中学校、そして中央公民館での子ども絵画展も見させていただきましたが、まだすべての総括はしておりませんが、幼稚園では7割から8割の保護者、小学校は6割、中学校では4割ほどの保護者がお越しになりました。普段の授業参観とは違い、ご夫婦お揃いで、あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、また地域の方にも多くご参加いただいていた印象がございます。今年は第2回でございますけれども、よりいっそう啓発活動に努め、香芝市の教育を地域に発信していけたらと考えております。これはまた後日、総括させていただけたらと思います。

20日の日曜日は、第26回奈良スーパーライジングダンス競技大会がございました。いわゆる社交ダンスでございますが、南は鹿児島から北は茨城からもお越しいただき、非常に熱のこもった素晴らしいダンスの発表を見させていただきました。なお、市長もご参加いただきました。

21日の月曜日は、全国都市教育長協議会奈良大会が来年度に行われますので、その準備会として奈良市役所にて全国都市教育長協議会の会長であります福井市教育長、また本年の大会を行いました徳島市の事務局と打ち合わせをさせていただきました。特に、ご承知のように福井市は学力・学習状況調査において非常に素晴らしい成績を修めておられます。わずかな時間でございましたが、そのあたりについて意見交換をさせていただきました。特に印象に残っていますのは、福井市の学校の先生方は非常に仲がよく、校長、教頭、職員がいろいろな意見交換をし、教職員のモチベーションを上げて教育を行っている。そのことがおそらく子どもたちの学習意欲あるいは学力の向上につながっている。そういった話をされていたのが印象的でございました。

22日の火曜日は、小中学校の教頭会がございました。校長会には所用のため出席できませんでしたので、教頭会のほうに学校訪問あるいは教育の日のお礼とともに、よりいっそう子どもたちの健康に留意し、先ほど言いました子どもたちの学力向上が進みますように、お話をさせていただきました。

そして本日24日木曜日の午前中、給食理事会がございました。幼、小、中の校園長あるいはPTA、育友会の会長さんにもお越しいただき、本年の様子、あるいは来年度の計画等について話をさせていただきました。また試食会もさせていただき、感想等も聞かせていただきました。非常においしいという声をたくさんの方からいただいております。中学生になればダイエットや、いろいろな関係で給食を残す子どももおり、そのあたりについての話し合いもあり、特にこの給食については学校と家庭が一番連携しやすい話題でありますので、学校、家庭、教育委員会、あるいは給食センターが連携しながら子どもたちの食育がより進むように、おいしく、楽

しく、栄養価の高い給食ができるようにといった話し合いもさせていただきました。

そして本日、第11回教育委員会会議となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告させていただきました。何かご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中木委員

今ご説明いただいたなかで、今年の9月から始まっている中学校給食の話題が2点ほどありましたが、3ヶ月経って大きな課題が出ているとか、そういったことはないんでしょうか。

教育部次長

運用上の大きな課題というものについては、特にそれぞれの学校からも、センターのほうからも報告はございません。ただ、先ほど教育長からの話にもありましたように、中学生として食育をどう進めていくのか。給食を有意義なものにするためにメニューをどういうふうに工夫していってくれるんだろうかとか。残食をどう減らしていくのか。そういったことについて保護者からご要望がございましたので、私どもも地域と学校と家庭とともに教育委員会も努力してまいりますということでご説明させていただきました。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

日程5(1)香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件(1)議第21号「香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いいたします。

総務課長

ただいま提案になりました、議第21号「香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。本案は、香芝市立学校の施設及び設備の使用許可に関し、必要な事項を定めております同規則の使用手続きに関する規定の一部を改正するものでございます。

参考資料1ページの新旧対照表をご覧ください。改正案の内容でございます。使用許可申請の手続き期間について、現行「使用を開始する日の5日前までに」を「使用を開始する日の3月前の月の初日から使用日の前日

まで」と改正するものでございます。手続き期間は以前より3ヶ月前として運用しておりましたが、施行規則に明記されていないとの指摘がありましたので、今回明記するものでございます。また、手続き期間の終期につきましては、事務処理上前日でも支障がないことから、今回見直すものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員

今回の改正について聞かせていただいたんですけれども、3ヶ月前から使用の申請のスタートになるんですが、例えばもっと早くから、現行であれば1年前から申請しても問題がないという書き方なんですが、3ヶ月前ということで区切った理由があればご説明いただきたいと思います。

それから2つ目なんですが、従来から学校施設は希望すればある範囲で使えるということになっておったんですけれども、実際どのような利用のされ方をしているかという実態、かいつまんで教えていただけるとありがたいです。

総務課長

3ヶ月前ということですけれども、以前より3ヶ月前からで運用しておりまして、支障は全くございませんでした。今回それを明記しましたが、3ヶ月の理由としましては、学校行事との関係がございます。学校は1学期の期間が3から4ヶ月ですので、学校行事が確定しているのが3ヶ月前、4ヶ月前であろうということで、この期間とさせていただいております。また利用実態でございますけれども、今手元に詳しい資料は持っており

また利用実態でございますけれども、今手元に詳しい資料は持っておりませんが、主にスポーツ少年団や、剣道などの各種スポーツ教室、PTAの会議等でもご利用いただいております。以上でございます。

中木委員

今利用実態で、スポーツ少年団、剣道、PTAとお答えいただいて、学校関係者の利用というイメージで私は聞いたんですが、一般の社会体育の利用もこのなかに含まれているのでしょうか。

総務課長

数は多くありませんが、含まれております。また、選挙の投票所といったこともございます。

中木委員

そういったなかで、例えば市民のほうからもっと利用させろといった声が上がっているとか、それが何らかの制約でできないとか、そういったことについてはいかがなんでしょうか。

総務課長

一部、日程が詰まっていて利用できないといったことが発生したこともあります。前例としては、話し合いによりまして他の学校の施設を利用していただくといったことで対処させていただいております。利用がかなり多いというのが実情でございます。

教育長よろしいですか。他にご質問等ございませんか。

教育長よろしいですか。では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(2)香芝市学校運営協議会規則を制定することについて

教育長 それでは案件(2)議第22号「香芝市学校運営協議会規則を制定すること について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生徒指導支援室主幹

ただいま提案になりました、議第22号「香芝市学校運営協議会規則を制定することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号により、同法第47条の5の規定に基づく学校運営協議会の設置をするにあたり、香芝市学校運営協議会規則の制定につき、必要な事項を定めるものでございます。

規則は第1条から第18条で構成し、学校運営協議会の指定に関する事項、学校運営に関する基本的な方針の承認に関する事項、委員の任命に関する

事項、協議会の運営に関する事項等でございます。 第1条ではこの規則の 趣旨を定め、第2条では協議会の目的を定めております。また、第3条の 指定に関しては第1項「教育委員会は、前条の目的を達成することができ ると認める場合は、学校の校長及び保護者等の意向を踏まえて協議会を設 置する学校を指定することができる。」とし、第2項「指定の期間は3年 間とし、再指定することができる。」としています。第4条は学校運営に 関する基本的な方針の承認に関して、「前条第1項の指定を受けた学校の 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会 の承認を得るものとする。」とし、第1号から第5号まで定めております。 第2項では、「指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針 に従って学校運営を行うものとする。」としています。第5条は委員の任 命に関することで、委員は12人以内とし、教育委員会が委嘱または任命し ます。第7条では、「委員の任期は3年とし、再任を妨げない。」として います。委員の報酬は第8条で、「香芝市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例に規定するところによる。」と定めてい ます。また、第9条以降は、会議の運営に関して必要な事項を定めていま す。なお、この規則は平成29年4月1日から施行するものとしております。 平成29年度においては、小学校1校において実施予定であります。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質 問等ございませんでしょうか。

三岡委員 今お伺いいたしまして、29年度から小学校1校でモデル校として実施されるということで、中学校では今の段階で考えてらっしゃらないのでしょうか。

生徒指導支援室主幹

現在のところ、来年度は小学校1校のみでございます。

教育長よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

石原田委員 数点、意見と質問がございます。まず、第3条のところで教育委員会が 学校を指定することができるとなっていますが、例えばここは校長先生か らの申請を受けるようなルートは考えていないのでしょうか。私は校長先 生からの申出も受け入れられるルートがあったほうがいいのではないかと考えております。

第4条につきましては、「校長は協議会の承認を得るものとする」といったことがありますが、協議会規則で協議会の役割を書いた条項がありません。どういう条項が可能性としてあるかというと、学校、教育委員会の意見の申出や、教職員の任用、法律では任意になっている点ですが、私は趣旨に照らし合わせて地域の方と一緒になってやっていくという意味では、やはり学校は教育委員への意見の申出ができることを明記したほうがいいのではという意見を持っております。それをあえて外されたところで何か理由がありましたらご説明いただけたらと思います。

第5条につきまして、こちらは質問になりますが、第1号が保護者、第2号が地域住民となっておりますが、例えばこちらは二上小学校で行う場合に五位堂の保護者の方がなってもいい、いわゆる「指定学校の」という言葉は付いておりませんが、その理由、別の学校の方も入れることを想定してらっしゃるのか。こちらは質問になります。

第7条のほうの「委員の任期は3年とし、再任を妨げない。」ということですが、これは意見ですが、繰り返し何回もいけるということではなく、 やはり1回に限る。地域の方のたくさんの意見を聴くというところでは1 回に限るという制限をしたほうがいいのではと思います。

第8条は報酬のことについて書いてありますけれども、この文章を読むと委員の方は特別職の職員で非常勤の方だというふうに読めるんですけれども、そうであれば委員の地位についての明記したほうがいいのではないかという意見です。以上です。

生徒指導支援室主幹

第3条ですが、指定は目的を達成することができると認める場合に教育委員会はその学校を指定するかたちになりますが、まず「意向を踏まえて」というかたちになっておりますので、教育委員会は学校と地域の実情を十分に踏まえることが重要であり、特に学校が地域のコミュニティーの拠点であることを留意し、保護者、地域の皆さんの主体的な意欲と要望を尊重することが大事であるというかたちになりますので、基本的には校長先生からの申出により指定させていただくというかたちになります。

第4条で、協議会の役割についてですけれども、第1号の教育課程の編成に関することについては法律で定められております。第2号から第3号

については、一般的に考えられることをこちらに書かせていただいております。「指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。」となっておりまして、学校運営を行う承認とは何かと言いますと、学校運営協議会を通じ地域の住民や保護者等が校長とともに学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営方針に地域の住民や保護者等の意見を反映させる観点から行いますので、基本的に承認された項目について学校運営を行うというかたちになっております。

教育長 途中ですが、石原田委員どうぞ。

石原田委員 話があちこちにいくといけないので一度切らせていただきました。最初 のほうは、校長先生からの申請は受け入れるということですか。

生徒指導支援室主幹

はい。

石原田委員 第4条のほうなんですが、法律のほうでは先ほど申し上げた教育委員会 への意見申出、教職員の任命というのが項目として挙がっていて、それは 必須ではなく、任意になっていたかと思うんです。その任意を載せなかっ た理由は何ですかという質問の意図です。

生徒指導支援室主幹

その任意の項目についてですが、基本的に法律で定まっていることは1 番上位の決まりですので、規則のほうで改めて定めることはなく、あえて 載せておりません。

石原田委員 あえて書かなくても分かるというのは、何をもってですか。

生徒指導支援室主幹

この規則をつくるにあたりまして、法制担当とも十分に相談をしてまいりました。この任意項目について、明らかにするのか。一応、明らかにしたものをこちらとしては作成しておりましたが、法律で決まっていることをあえてもう1度規則で出さなくてもいいのではないかということで、こ

のようなかたちにさせていただいております。

中木委員

今のご説明は少し釈然としないところがあって、法律に書いてあること はあえて書く必要がないと、そういった趣旨の説明だったかと思うのです が、そのように運営をしようとするものであれば、まずは地方教育行政の 組織及び法律に関する法律に準拠するという文言がどこかに要るのでは ないかと考えますが、いかがでしょうか。

教育部長

学校運営協議会については文部科学省からQ&Aが出ております。先ほどの法律上の権限が与えられている部分、これは主幹のほうから申し上げているように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づいて学校運営協議会は以下の権限を与えられているということで、以下の権限といいますのはコミュニティースクールの運営に関する教育課程の編成等々について、3項目おきの項目が与えられていると。権限の項目は書いてございます。それを踏まえてこの協議会の規則については学校の指定及びその指定の取り消しの手続き関係、学校運営協議会の委員の任免関係、学校運営協議会の議事の手続き関係を規定すべきだというかたちで文部科学省からも指示が出ておりますので、これに沿ったかたちで今回規則を制定させていただいているというのが実態でございます。

中木委員

例えば私がこの協議会の委員に任命されたとしますよね。そのときに一体自分が何をするのかを考えて行動することになりますが、法律に書いてあるという、その法律というものを最初に、解釈も含めて提示されて、同時にこの規則を提示されると。こういった運用であれば今おっしゃるとおりでいいのかも分かりませんが、ここに一緒に書いておいたらどうかなという、当然知っているべきものですよね。当然知っているべきものをここに書かずに、わざわざ別の法律を読んでくださいというのではなくて、書いておくと何か問題が出るのかな。出ないんじゃないかという、そんな気がしてあえて書いたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長

文科省から出ております学校運営協議会の設定の目的たるものは、ということで、先ほどからご説明させていただいている学校運営協議会の制度 作り的なところ、これについてはあくまでも法に定まった47条の5の関係 でもってこれを制定されておりますので、この法を超えることができないのは十二分に知っていただいているという内容かなと思います。その事務の中身に基づく部分として先ほど説明させていただきましたような指定の関係、あるいはまた委員の任免関係等について規則に定めるべきというかたちの指示もございますので、このあたりにつきましては、何卒教育委員会のほうで判断できるような柔軟な体制の運用が可能かなというところでもありますので、あまり細かくすると規則で書くこともできません。ある意味国から指導のあります指定の関係、委員の任免関係については少なくとも必要な部分であるというかたちで今回規定されているということで、上位法がある限り、そういう規定になるのかなというふうに考えてございます。

中木委員

運用にあたって各委員の方が、私たちが一体何をしないといけないのかがはっきりと分かるように、例えば法律の定めやその解釈、それに基づくこの規定を委員にはっきりと説明していただいたら、間違った運用にならないのかなというふうに思うので、今の説明でちゃんと運用していただけるようにしていただけたらありがたいと思います。

教育部長

文部科学省のほうからも学校運営協議会に対してのQ&Aが出ております。続きまして、奈良県のほうからの規則案も出ている状況でございます。今回制定させていただいているこの規則につきましても、奈良県が例示していただいている規則に沿ったかたちで制定をさせていただきたいと考えたうえでの案でございますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

教育長

よろしいですか。それではまだ先ほど石原田委員の質問が残っているのですが、地域住民というのは校区外の人でもいいのか、任期は3年で再任を妨げないが、それでよいのか、などといったことでしたが、少し飛びましたが、答弁をお願いします。

生徒指導支援室主幹

協議会の委員につきまして、保護者と地域住民といいますのはこれもまず法律の定めがございます。保護者は別の学校の方はなれないんですかといったことだったと思いますが、基本的に、これも文科省からの指針でご

ざいますけれども、地域に開かれて支えられる学校づくりを進めるという 趣旨に照らせば、各学校の校区内程度の範囲に居住している方を選ぶのが 望ましいとなっております。

第7条の委員の任期は3年とし、再任は妨げないという項目でございますが、まず任期3年の根拠といたしましては、承認されました事項を実施、検証、改善を行うことに3年ほど有することが考えられること、委員が承認した学校の基本的な方針について、それを教育活動で実践されていると確認できるようにするために任期を3年といたしました。また、再任は2回、6年くらいが望ましいとこちらでは考えております。

石原田委員

今のご説明で、その趣旨からいくと保護者、地域住民の前には「指定学校の」と付けたほうが明確ではないか、よりコミュニティーの意見を吸い上げられることができるのではないか。そういう意味で付けることを検討する余地があるのではないかと思います。

第7条のほうですが、再任は1回が適当だと考えてらっしゃるのであれば再任は1回と明記してはいかがでしょうか。

教育部次長

保護者、地域住民のことにつきましては、今学校ボランティアとして活動いただいている方々、いわゆる学校を支えていろいろとご意見をいただいている方々のなかには校区をまたがるけれども支えてくださっている方もいます。あるいは保護者につきましても、3年の期間中に子どもが卒業してしまえば、指定学校の保護者となると解嘱しなければなりませんので、冒頭、望ましい方々については学校の運営に深く関わる方を委嘱、任命するということで、指定学校の地域の方ということは間違いないのですが、ただ「指定学校の」ということを前提にしてしまうと、卒業等があった場合や、校区をまたがるけれども近い方などが活動できなくなる。またはそういった方が実際に活動いただいているのに学校運営協議会委員の資格を持たない方として扱ってしまう。そういった意味で、もう少し柔軟な体制を確保するためにも。この第1号と第2号には「指定学校の」ということを付けなくても運用が可能になるのかなと思います。

教育長 任期についてはどうでしょうか。

田中委員 第7条の委員の任期の件なんですが、あまり長いのはどうかと思うので

すが、私の意見としましては再任は構わないのではないかと思います。先ほどありました、実施、検証、確認これを各1年として3年。3年でやるのか2年でやってしまうのかというところはございますが、なかなか学校教育の場合、実際どういう効果が得られたということが非常に数値化しにくいと言いますか、非常に時間がかかる部分もあります。そういう意味では最初に実施していただいた方がもう少し時間を持っていただいて、その現状を確認していただくことも必要ではないかと思います。再任に先ほど言っていただいていた制限がいくばくかあってもいいかと思いますが、私は逆に時間的に余裕があるといいますか、再任に関してはこのままでいいのではないかと思います。

石原田委員

どちらの意見もまったくその通りだと思います。ただ私が懸念しておりますのは、先ほどからコミュニケーションが1つの話題となっておりますけれども、その経験が積まれている方がいらっしゃる一方で、やはりもっと新しい、例えば2回再任されると9年ですけれども、小学校を入学した子どもが中学校を卒業しているという非常に長いスパンであることを考えますと、再任は1回でいいのかなという気がしますが、おっしゃることもその通りだと思いますし、私が申し上げたのは以上のような意図でございます。

中木委員

私も関連の意見なんですけれども、今学校評議員の任期という規則があったと思うのですが、あれが何年となっていましたか。確か5年程度以下が望ましいとか、制約がそれほど厳しくはないにしても、ひとつ目安といった表現をしていただいていると思うのですが、この規則でもそういった目安というものを設けるといったことはいかがと思います。私個人の意見としては3年で再任したら6年、この程度で先ほど石原田委員が言われたように、やはり新しい考え方をここに取り入れるといったことを、目安であっても1つのかたちにここで挙げるといったことがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

教育長

いかがでしょうか。もちろん再任しなければならないといったことでは ないので3年の場合、6年の場合がもちろん出てきますが、そのあたり事 務局いかがでしょうか。

教育部長

規定的には3年あるいは再任を妨げないと表現でございます。今、中木 委員からおっしゃっていただいている学校評議員、5年を目処とするかた ちで県のほうからの通知もございますので、ある意味教育委員会が最終的 には決定権を持つわけでございますので、このあたりを周知しながら、あ るいは規定には載せませんが実際の運営面ではそのあたりの妨げない範 囲でさせていただいたらどうかなとも考えますけれども、それでご了解い ただけたらと思います。

教育長

どうでしょうか。異議がないようでしたら、第8条について先ほど質問がありましたが、委員の地位について明記が必要ではないかということですが、これについてはいかがでしょうか。

生徒指導支援室長

委員は校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を有することから、特別非常勤の公務員として任命されるとなっております。日額5,000円の報酬が与えられるかたちになっております。以上でございます。

石原田委員

ですから委員というのはどういう立場の方ですかと聞かれたときに、香芝市の特別職の職員で非常勤のもの、という回答でよろしいのでしょうか。

生徒指導支援室主幹

その通りでございます。

石原田委員

それを明記してはどうかという意見なんですが。先に報酬の話がくるま えにその人がどういう地位にあるのかという明記があっても良いのかな と思います。

教育部長

これは法の中身で特別職とするというかたちになってございます。香芝 市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する別表のと ころには、各委員のお名前が書かれております。これは上位法にある部分 もありますし、条例上で規定する委員さんもございます。これによって特 別職という明記がされており、その方の報酬を条例で定めるわけでござい ますので、ここで明確に特別職の非常勤であるというかたちになってまい ります。以上でございます。 石原田委員

2点、運用に任せるという項目が出てきたかと思います。委員になった 方の意見はどんどん述べてもらうということと、再任のこともそうですが、 運用に委ねるということがあるので、運用が確実に履行される保障といい ますか、準備は必要かと思います。以上です。

教育部長

これにつきましては、学校現場と運用細則的なものを作成して、あるいはマニュアル化してそのあたりを明記して、滞りのない、あるいは疑問を抱かないような制度作りをさせていただきたいなと考えます。

教育長

よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員

運用上の問題だと思うのですが、1つお尋ねしておきたいことがございます。中学校は別の話だと思いますが、幼稚園と小学校ですね、この場合にPTAが1つの組織、別のところもあるんですが、1つのところもあったり、それから園長と校長が兼務されているところも何園かあると思います。そういう場合に、基本的には各中学校、小学校、幼稚園にそれぞれあるべきものだろうと思いますが、例えば幼稚園と小学校の連携の関係で、一体でこの協議会を運営したいといった要望があった場合はどのようにお考えか。その点をお伺いしたいと思います。

教育部長

今田中委員からお尋ねの部分ですが、ある意味保護者、地域の方々との様々な意見を交換するという意味では、公立学校、中学校、小学校、幼稚園に関わらず、それを連帯的にこの協議会を設置するのも別段問題はなかろうと思います。ただそれはあくまでも学校側とよく協議をさせていただいて、地域の連携については必ずしなければならないという事案になっていますけれども、あまりにも大きな規模になってしまいますと、それもまた運営の仕方も違ってまいるかなと思いますので、十二分に地域と学校と協議させていただいたなかで運営させていただきたいなと考えます。

教育長

よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

中木委員

今までと別の質問なんですけれども、まず第11条に会議の公開という項目があります。この会議がいつどこでどんな議案で開催されるかというこ

とについて、この公開という話と繋がってくるのか。どのように公開されるのか。例えばこの教育委員会議であれば公示されるわけなんですけれども、学校運営協議会のほうの会議の公開の方法をお示しいただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、この運営協議会はどの程度の頻度で開催 されるのか。そういう予測があればお聞かせいただきたいと思います。

それから最後3つ目ですけれども、学校運営協議会の運営方法あるいは 運営されている内容を教育委員会がどのように把握していくのかなとい うことについて、この規則を読むだけでは十分に理解できなかったので、 お示しいただきたいと思います。以上です。

生徒指導支援室主幹

会議の公開等につきましては、何月何日にどこどこ小学校で学校運営協議会を開催しますということを、ホームページ等で周知させていただくかたちになるかと思います。委員さんにはおそらく別途文書でお知らせするというかたちになるかと思います。

頻度につきましては、学期に2回、年間6回の予定にしておりますけれども、なにぶん初めてでございますので、学期に1回で間に合うとか、そういったことが出てきた場合はその都度変えていければと思っております。

運営方法や内容ですが、評価については学校職員や保護者や協議会の活動に参加していただいた方々にアンケート調査を実施させていただいて、年1回以上の評価を行わなければならないとなっていますので、また具体的なことは今後決めていきまして、評価のほうを行い公表させていただくと考えております。

中木委員

会議をホームページで示すということですが、これは市の、教育委員会 のホームページということでいいんですね。

それから、教育委員会が学校の指定や委員の任命を行うということで、 教育委員会がしっかりと学校運営協議会の動きを把握しなければ、指定の 期間は3年間ですが、もう1度指定するのか、しないのかといったことは 見えてこないと思います。そういう意味でこの協議会から教育委員会のほ うに何らかの報告があるのか。そういった情報を今知りたいなと思ったん ですが、いかがでしょうか。 教育部長

点検評価につきましては教育委員会で内部的にも行ってまいった部分もございますので、国が示しておりますのはあくまで教育委員会としても学校運営協議会も含めた学校の運営状況等について定期的に点検評価を行うと書いてございます。この学校運営協議会も含めまして、学校の運営自体について、これは第3者の評価を入れるのも1つの方法ですし、あるいは教育委員会内部で評価するのも1つの方法だと思いますので、これについては別途改めて実施の運びになってまいりましたら、細則等も含めて決めてまいりたいと考えてございます。

生徒指導支援室主幹

ホームページにつきましては学校のホームページと教育委員会のホームページの両方でアップしてまいりたいと思います。

教育長よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(3)香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正することについて

教育長 それでは案件(3)諮第10号「香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を、事務局より説明をお願いいたします。

生徒指導支援室主幹

ただいま提案になりました、諮第10号「香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

本案につきましては、同法第47条の5に規定する学校運営協議会の設置にあたり、学校運営審議会の委員は特別職の地方公務員の身分を有することになるため、本条例の別表の一部を改正し、「学校運営協議会委員」「日額5,000円」を加えるものでございます。なお、本改正条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上 げます。

教育長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(4)香芝市都市公園条例の一部を改正することについて

教育長 それでは案件(4) 諮第11号「香芝市都市公園条例の一部を改正すること について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 ただいま提案になりました、諮第11号「香芝市都市公園条例の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、香芝市と広陵町との相互連携に関する協定に基づく協議内容確認書により、公共施設の相互利用により、両自治体の施設の補完を図り、香芝市民と広陵町民が同一料金で利用することにより、住民サービスの向上を目的として、香芝市都市公園条例に規定する香芝市総合プールの使用料金を改定するものでございます。

なお、本案は同条例第7条第2項の規定により、有料公園施設の管理に 属する事務を教育委員会に委任されているため、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により本委員会に意見を求めるものでご ざいます。

また、本案の市議会への上程につきましては、参考資料4ページにございます協定内容確認書におきまして、香芝市総合プールと同じく相互利用を求められております自転車駐車場の利用料金の改定を予定していることから、香芝市自転車駐車場条例と一括議案として上程を予定しております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上 げます。

教育長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質 問等ございませんでしょうか。

田中委員 質問が2つありまして、1つは、従前本市住民であったところに広陵町 住民が書き加えられるというところの経緯をご説明いただきたいです。 それから、団体の部分なんですが、「30人以上で責任者に引率されたも のをいう。」となっておりますが、実態として30人以上の団体としての利 用はどのくらいあるのか実績があれば教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 香芝市民と広陵町民を同一料金にすることについては、お手元の資料にもございますように、平成28年7月に、広陵町との協定に基づく内容によります公共施設の相互利用を目的とし、改定させていただくものでございます。

団体利用につきましてですが、28年度の利用実績といたしましては市内の団体として506名のご利用がございました。以上でございます。

教育長 よろしいですか。他にご質問等ございませんか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(5)香芝市中央公民館及び香芝市二上山博物館の指定管理者の指定について

教育長

それでは案件(5)諮第12号「香芝市中央公民館及び香芝市二上山博物館の指定管理者の指定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課主幹 ただいま提案になりました、諮第12号「香芝市中央公民館及び香芝市二 上山博物館の指定管理者の指定について」の提案理由の説明を申し上げま す。

本案は、香芝市公民館条例第2条に規定しております香芝市中央公民館及び香芝市二上山博物館条例第2条に規定しております香芝市二上山博物館の指定管理につきまして、香芝みらい創造プロジェクト、代表者国際パートナー株式会社、代表取締役徳田英治を指定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めるものでございます。

なお、香芝みらい創造プロジェクトにつきましては、お手元の資料にございます4法人にて構成されております。主な業務は、管理運営の総括といたしまして国際ライフパートナー株式会社、企画運営につきましては株式会社小学館集英社プロダクション、舞台、ホールの運営につきましては株式会社パシフィックアートセンター、施設の維持管理につきましては近鉄ビルサービス株式会社が担当し、指定期間につきましては平成29年4月1日から平成32年3月31日までを予定しております。

また、本案の議会への上程につきましては、香芝市ふたかみ文化センター及び香芝市モナミホールにつきましても指定管理者として香芝みらい創造プロジェクトの指定を予定していることから、文化施設と一括議案として上程を予定しております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員

4つの法人それぞれについて役割分担を説明していただいたんですが、 メモをする時間が取れなかったので、もう1度役割分担をご説明お願いし たいと思います。

生涯学習課主幹 香芝みらい創造プロジェクトという名称で、代表として国際ライフパートナー株式会社、こちらのほうは管理運営のほうを総括します。企画運営につきましては株式会社小学館集英社プロダクション、舞台、ホールの運営につきましては株式会社パシフィックアートセンター、施設の維持管理

につきましては近鉄ビルサービス株式会社が行うということになっております。

中木委員

このグループは国際ライフパートナーさんが全体の統括をするなかで、あと3つの法人の方々が運営に参画すると、こういうことだと思うんですが、希望したいのは香芝市、あるいは生涯学習課という名称が来てもいいのかもしれませんが、実際の運営の管理を、特にスタート段階でしっかりやっていただきたいと思っております。市民の利便性が今まで以上に上がるということが前提にあろうと思うんですね。そういう意味でしっかりと協力して運営のほうに携わっていただきたいなと思っております。これは私からの希望です。以上です。

教育長ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 この4法人なんですが、近鉄ビルサービスさんに関しては公共施設で私 も目にして実績があるんですが、それ以外の3団体さんに関しまして何か 実績があるようでしたらご説明いただきたいと思います。

生涯学習課主幹 国際ライフパートナー株式会社ですが、全国23施設の指定管理を現在行っておられます。高砂市の文化会館、泉南市の文化ホール、奈良県立社会福祉総合センターなどがございます。小学館集英社プロダクションですが、こちらは全国42施設の運営実績がございまして、特に博物館でいいますと兵庫県芦屋市立美術博物館、兵庫県明石市立文化博物館などがございます。パシフィックアートセンターにつきましては、こちらも全国43施設の劇場、ホールの舞台管理をされておりますが、日比谷公会堂、日本橋公会堂などがございます。近鉄ビルサービスにつきましては香芝市役所のほうも維持管理いただいております。以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

教育長 ここで暫時休憩といたします。10分後に再開したいと思います。

(午後4時16分 休憩) (午後4時26分 再開)

教育長休憩を解いて再開したいと思います。

教育長 本日は追加議案が提出されております。ここで、この案件を日程に追加 し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長では、日程に追加いたします。

日程5(6)請願書の提出について

教育長 それでは案件(6)請願第1号「請願書の提出について」を、事務局より 説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、請願第1号「請願書の提出について」の提 案理由の説明を申し上げます。

> 本案は、「香芝市立幼稚園における入園募集要項に関する法令等違反の 是正処置を求める請願」の提出がありましたので、香芝市教育委員会請願 等処理規則第3条の規定に基づき、報告するものでございます。なお、本 請願書については資料が添付されております。添付資料につきましては、 お手元の追加議案参考資料1ページから5ページをご覧ください。また、 請願提出者は香芝市教育委員会会議規則第21条の規定に基づき、請願につ いて事情を述べることを希望されておりますので、ご配慮をお願いいたし ます。以上でございます。

教育長 請願者がおられます。ここで請願を認めてよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、香芝市旭ケ丘4丁目12-5、川田裕さん、前のほうへお願いします。 陳述をお受けしたいと思いますが、時間は10分以内ということで、

厳守をお願いいたします。

川田氏

本日は説明の機会を与えていただいてありがとうございます。提出させ ていただきました請願の内容でありますが、一言で言えば住民の権利侵害 を与えることを教育委員会が決定し、勝手に行っているということです。 香芝市幼稚園条例によって設置が認められ、県民の税金でそういった施設 が建てられた。そしてそれの運用と施行については、香芝市幼稚園規則に よって定められております。そして両方とも香芝市公告式条例によって公 布されている件であります。それによってこの中身に関して運用規定、ま ずは保護者からの苦情、PTA、自治会からの意見等々がございまして、 これを調査したところ、この規定の中身において3歳児だけに特化してい わゆる定員を設けるという概念は一切書かれておりません。ましてや条例 から委任をされております規定でありますので、条例と同じ効力を持つわ けですが、住民の権利事項を、事務局が設定されたと思うんですが、今回 旭ケ丘で言えば47名の願書の提出があったにも関わらず、抽選を行うとい う暴挙を働いています。このうち7名が現在も入園を不許可とされている という問題でございまして、この条例と規則から読みますと、第10条の入 園の許可とありますが、「教育委員会は前条による願出のあった幼児につ いて心身の発育状況等を考慮して入園を許可するものとする」ということ で許可を与えなければなりません。行政法の観点からしますと、住民の利 用に供する権利を定めた事項に関して、教育委員会が侵害を行うことは当 然できませんし、そしてこれが不許可処分になっていますので、これは行 政処分だと思います。行政処分を行ったうえで不許可を決定しているとい うことになれば、重大かつ明らかな瑕疵であり、速やかに瑕疵の治癒を求 めるものでございます。本来、おじいさん、おばあさん、お母さん、お父 さんから来年から幼稚園だよと言われ、子どもたちが笑顔でがんばるよと 言っていたところですが、こうなった深い悲しみを教育委員会はどのよう に考えているのかということもご協議いただければ幸いかと思います。ま してや280名、真美ヶ丘は10名の不許可処分がありますので同等の内容で ありますが、住民の税金をもって280名を収容する施設を造ったにも関わ らず、どういう理由で自ら勝手なものを定めて、そして規則にも書かれて いないことをなぜ強行して施行されているのかということに関しては、疑 問であってなりません。そして教員に関しても、一部事情を問い合わせて いた段階で教員が足らない等々の意見も聞きましたが、これも管理規則の なかで、第6条の職員のところで「幼稚園に園長、教諭及び必要な職員を 置く」ということで明確に規定もされております。そして規則の最後、第 15条にありますが、「この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会

が別に定める」となっておりますが、これによって定められたという読み 方はできません。この規則で決められた住民の権利事項を超える範囲で、 住民に公布も行っていない要項でそのようなことが設定できるというこ とは、行政法からは一切考えられないことでございますので、速やかにこ の不許可処分を取り消して、治癒をいただき、今悲しみに暮れている幼児 の気持ちに応えて、速やかに許可措置を取る是正措置をいただくよう、お 願いを申し上げる請願でございます。住民の方々からの意見も多く聞きま したが、やはり住民の代理人でありますので、代理人であるので何をやっ てもいいということではありません。やはり権利事項に関する、例えば法 律といえば2種類しかないわけですが、1つは税金を納めなさいよという ように相手に義務を課す法律と、これは行ってもいいですよと、いわゆる 権利を課す法律、大きく分けたら2種類しかございません。そのなかで規 定されて、ルールのなかでやっております。ましてや教育委員会の自由裁 量ではございませんので、あくまでもルールに定められた規則裁量のなか で権利事項、幼児の教育を受ける権利を定めたものでございますので、定 員内であれば教育委員会としてはそれを受け入れ、行う義務がある。こう いった内容になっておりますので、どうか教育委員の皆様には幼児のお気 持ち、また保護者等々のお気持ちをよく考えながら、本当に速やかにご解 決いただきますよう心からお願いを申し上げたいと思います。

教育長

あと3分ございますが、よろしいですか。

川田氏

続いていきます。そして、この調査を行ううえにおいて、やはり規則で定められた法治国家でございますので、やはりルールに従ってやっていただくことは当たり前のことなんですけれども、調べていますと教室等も余っております。定員280名で今140名ほどしか園児がいないんです。教室も全然余っていて、7名を受け入れても問題がない。ましてや1クラスを20名と決められている。これは教育委員会の裁量で行っても構わないと思うんですね。小学校でも35人学級ということで決められます。当然幼稚園は義務教育ではございませんが、条例等で定められておりますので、香芝市内においてはこれは義務化されているものでございます。そのうえにおいて人員も確保できる施設の余裕もありますし、そしてまた来年以降大幅に幼児が増えて、入園をされる。だからそれで運営ができないんだと、そういった合理的な理由は一切見られなかったという状況でございます。よって、東京ドームであれば何万人も収容できるものが、勝手に運用者が今年は500人しか入れないんだということは、税金をもってそれだけの施設を建てているわけですから、やはり住民はそれだけの確保する、収容する施

設を持っているんだということで、幼児教育というものに対して、速やか に受ける権利というものを果たしていただきたいと思います。それともう 1つは、教育委員会、これは事務局にお願いをしたいことでありますが、 私も議会関係を長くやっていますから、こういった法令関係と行政法と 常々、毎日のように見ております。しかしこのようなレベルの間違いが起 こるということは、いかに人の権利を侵害するということに対してどのよ うに受け止めているのか。こういったものをつくられた、特に担当課長の 責任は重大であると思っておりますが、何でも経費を削減しろとか、いろ いろな意見、行政は今財政が厳しいとかいろいろとありますが、香芝市の 財政状況を私はずっと分析していますので分かっていますが、平成17年度 から19年度にかけて、いわゆる十木行政等に関する予算を30億に抑えたと いうことで、今基金も大きく積み上がっております。誰がしてもそういう システムにしてしまっておりますが、それをあれも切れ、これも切れとい うことで、基金が30億も40億も積み上げてきているにも関わらず、なぜこ こまでけちけちとされなければならないのかという、この香芝市のやり方 にも憤りを持っております。やはり自ら条例を定めて、そして規則を定め て、それを市民に履行するんだということを、議会の議決をもって、憲法 第94条に定められる、法令の範囲を超えない範囲で条例を定めることがで きると規定されていることによって条例を定めている権利事項に対して、 予算関係うんぬんで左右されるということはあってはならないと思いま す。それはやる義務がありますので、それだったら条例に規定されていな いすべての施策を中止してでも義務を果たしていただきたいということ を申し上げて、説明を終わります。

教育長

時間になりました。後に戻っていただきたいと思います。

教育長

今、川田氏のほうから請願について説明がありました。なお、委員の皆様にはこの請願書について会議の前にお渡しさせていただきました。十分な時間が取れたかどうかは分かりませんが、今の陳述も含めまして皆様から意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中木委員

今、川田氏からご説明をいただいて、同時にこの請願書と、「旭ヶ丘幼稚園入園の適正な取扱について」という自治会とPTAからの文書をそれぞれ読ませていただいたんですけれども、住民の皆様が大変困っているということは理解ができております。定数との関係についても記載していただいているんですが、なるほどというような記載をしていただいております。定数については器としての定数が今条例で規定されておりますけれど

も、定数というものは本来器で規定すべきものなのかは、少し条例の改正 をしてでも実態、本当に子どもたちに必要な定数はまだ別途あるのではな いかと、そういった考えも持っているんですが、少なくとも漏れた子ども たちが入る余地があるんではないかと、この話についてはなるほどなとい うところがたくさんあります。ただ、今現在ですね、実際にご意見を出し ていただいたPTAの会長さんや役員さん、あるいは自治会の会長さんや 役員さんからの教育長に対する文書が基本になっておりますけれども、こ れについてまだ具体的なお話をいただいていないということを聞いてお ります。そしてまた、この請願書に書かれております速やかな是正措置と いうもの、選に漏れた子どもたちを入園させてあげたらどうなのか、こう いうことだと理解しているんですが、そうしたときに例えば請願書にもあ りますように、真美ヶ丘東幼稚園についても同じように選に漏れた子ども たちがいてると。あるいは他の園区にもそういう子どもたちがいてるとい うことについて、実際にみんな入れてあげるという方向にしたときに、ど ういう課題があるかという、いくつもの課題があるのが実態ではないかと 思っております。そういった意味で、いろいろな情報をもう少し整理する 時間が欲しいなということが私にとっての素直なところでございます。た だし、今川田氏から最初に言われましたように、実際に待っている子ども たちがいる。悲しい気持ちになって待っているというお話しもいただきま したが、時間をかけてどうするかを決めるということについては、請願の 主旨に反することかなと私は考えます。そういう意味で、直ちにいろいろ な課題の整理を行っておこたえする。場合によっては次回の教育委員会会 議でうんぬんというのが本来の処理ですが、教育委員会会議といっても臨 時で行うことも可能です。そういう意味でなるだけ短い、急いだ検討を行 った結果、例えば臨時教育委員会会議を開催するとか、そのような方向で 今これをどうするかということを決めるのは、少し待つということがいい のではと私は考えます。以上です。

教育長

今、中木委員からも定数の話がありましたが、事務局はどのようにお考えでしょうか。

教育部次長

今、規則にございますように、それぞれの幼稚園には定数が定まっておりまして、その範囲のなかで運用をしているものでございます。ただ、3歳児の実施については各園の希望のあるなかで計画的に定めていくということにしておりましたので、教育委員会会議のなかでもご議論いただきましたが、1クラス20名で募集をするというかたちで運用をしてまいったわけでございます。今日いただいた請願の中身も含めて、中木委員がおっ

しゃいますように少し課題を整理して対応については検討すべきであるというふうに考えております。以上でございます。

教育長 委員の方、他にご意見どうでしょうか。

田中委員

今伺いました請願について、確かにもっともであるなと思います。ただ、 条文規定などの部分で深く考えてみなければならないことと、あとここに も書いていただいていますように、真美ヶ丘東幼稚園においても同様のこ とが発生していると書いていただいております。そのあたりの部分で、で きるだけ速やかに結論を出すことは当然だとは思いますが、真美ヶ丘東幼 稚園のことにつきましても同時に何らかの方向性を示さなければならな いと思います。その部分で、できるだけ速やかなかたちで、そのあたりも 含めて検討する時間をいただきたいなというのが本心です。そういう意味 で、できるだけ速やかなかたちで臨時の教育委員会会議を開催するという ことで、今すぐここで結論というのはなかなか出しにくいというのが本心 です。

教育長 ありがとうございます。他はどうですか。

石原田委員

先ほど3歳児の子どもたちの悲しい気持ちについて議論してください というお話がございましたので、その点から私の意見を述べさせていただ きたいんですけれども、私自身子どもがまだ小学生でして、この間まで幼 稚園でしたので、幼稚園の入園のときに、子どもがここまで大きくなった んだなという成長の1つのステップであり、母親としてはやっと子育てが ひと段落といった、そういう人生においても大切なタイミングです。そう いう時期にこういう事態になってしまったことに対して、私はなにより子 どもに対してごめんなさいと言いたいというふうに思います。そしてお母 さん方に対してもそういった気持ちをもっております。そして、その請願 書にいただいた内容でございますけれども、条例に定員数が書いてある限 りは、川田氏のおっしゃるように、私個人としては、やはりこれは法令違 反であるという意見を前提としたときに、この旭ケ丘の子どもたちもそう ですが、香芝市全体に対してもそうであり、またこれは今年だけの話でも ない。遡っても起こっている話である。非常に深刻な問題、重大な問題だ なと思っております。場合によっては先ほど他の委員さんからもありまし たが、条例の検討も要る。本当に大きな課題をいただいていると思ってお ります。そのなかで、先ほどの抽選に漏れた方というのは、私としてはや はり入園を許可するべきではないかと思っているんです。繰り返し先ほど

からもお話がありましたけれども、本当に問題が重大で、香芝市全体にもわたるとなったときに、議論を十分にしないままで出した結論が次の子どもたちにとって本当にそれがベスト、大人が子どもたちのためにしっかりと頭を使ってその結論を出したのか、というところでは私は自信を持ってそれが言えるようにしたいというのがあります。ですから今日の段階ではどういうふうにするのがベストかは申し上げられないんですけれども、私としては教育委員になっているのも地域目線、保護者目線を持っているというところでここに参加させていただいているところもありますので、自分としてのベストをいろいろと議論していきたいと、そういったなかで本当にいろいろな方と、今も貴重なご意見をいただいておりますので、いろいろと検討していきたいというのが私の意見です。以上です。

教育長

ありがとうございました。他にいかがですか。

三岡委員

他の委員の方々からご意見が出まして、私も同じ意見なんですけれども、 私も石原田委員の同じく子育て中の身でございますので、保護者の方々の お気持ちは重々痛感いたしております。例えば旭ケ丘幼稚園で7名の方が 抽選に漏れられたということで、もしかして落ちられた方にはご兄弟が上 にすでに通ってらっしゃるのに下のお子さんが入れなかったという可能 性もあるかと思うんですけれども、ご両親は兄弟揃って入園させてあげら れなかったという悲しみは大きいと思います。本当に同じ保護者として心 を痛めております。やはり定数が280名ということで条例に書かれており ますので、保護者の方からすればどうして40名しか採ってくれないのかと 思われることはもっともだと思います。私がその立場なら憤りを覚えると 思います。ただ、私も待機されている方がすべて入っていただきたいんで すけれども、市内全体としてこの問題を取り上げていかなければならない と思いますので、今すぐにはお返事できませんし、もし可能であれば旭ケ 丘のPTAの会長さんや自治会長さんとも直接お話をして、ご意見を賜り たいと思います。ただ、やはり早い時期に決定をしなければ、どうしても 3歳児から幼稚園に通わせたいという強い意思をお持ちのご家庭は、私立 にお話を進められたのに、市がやっぱり受け入れしますとなった場合にま た混乱してしまいますので、早い時期に答えを出していきたいと思ってお ります。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。先ほどから委員さんからご意見を頂戴しておりますが、事務局のほうから意見なり、逆に質問等はございませんか。事務局にも発言の機会を与えたいと思います。

教育部長

請願者の意見も確認できました。それから事前に地域あるいはPTA各位の代表ということでご意見をいただいてございます。この内容については精査させていただかないといけないという点と、もう1度条例にある、あるいは規則にある定数の部分、これが3歳児、4歳児、5歳児というところの定員であるのか、このあたりも含めて議論をさせていただきたいと思いますし、地域と保護者の思いも十二分に受け止めていかなければならないなと思いますので、早期に対応させていただきたいなと考えます。

教育長

他に委員から補足等ございませんか。そうしましたら、私も発言させて いただきたいのですが、まず香芝市において3歳児保育を行いたいという ことはずいぶん昔から話があり、何度か検討委員会が開かれております。 正確な時期は分かりませんが、平成7年、8年、18年、19年などに、いろ いろな方の話し合いのなかで時期が整えば早期に3歳児保育を行うとい う願いがあったんですが、施設の面などでなかなか進んでこなかったのが 現状でございます。そして昨年度からようやく、私も念願だったんですが、 3歳児保育が関屋幼稚園と鎌田幼稚園の比較的小規模な幼稚園でスター トし、そして本年度は真美ヶ丘東、旭ケ丘でそれぞれ2クラスでスタート しました。もちろん他の幼稚園でも保護者の早くやってほしいという声が ございます。そういったことも香芝市の幼稚園教育に対する期待だと思っ ておりますし、私の口から言うのもどうかと思いますが、香芝市の幼稚園 教育は非常にレベルが高く、多くのところから評価をいただいている。こ れも事実でございます。そうしたなかで4歳、5歳に次いで3歳児保育が 行えたというのは大きな成果だと思います。ただ今回、請願者からご指摘 のありましたとおり、図らずも抽選ということで、全員が入っていただけ ればなんの問題もなかったんですけれども、旭ケ丘、真美ヶ丘東で抽選に 漏れた方がいらっしゃいます。本当に子ども、保護者の方にとっては待ち に待った3歳児保育であったのに。そういった思いが強いということも十 分に承知しております。先ほどから各委員さんのお話にもございますよう に、また先般川田氏からお話を聞かせていただきましたが、PTA、自治 会からも直接お話をお伺いしたいと私も思っております。さらにはもう少 し他の幼稚園の状況も十分に勘案する必要があると思います。そういった ことも踏まえながら、子どもたちを泣かさない、そういった香芝市の幼稚 園教育が進んでいく。こういったことが教育委員、あるいは私に課せられ た大きな課題だと思っております。したがいまして、私も今各委員さんか らありましたことを十分に踏まえながら、できるだけ速やかに、早い時期 に先ほど言ったようにいろいろな方から話を聞き、また他の園の状況、あ

るいはまた今後の香芝市の幼稚園教育に耐えうるような条例、規則をつくっていく必要があると思います。そういった意味から、もう少し時間をいただきながらわれわれ5人が議論し、そして事務局あるいは関係する方とも議論しながら、絵に描いた餅ではなにもなりませんから、実現に向けた、そういった今後の話し合い、施策が必要だと思います。したがいまして、今この場では今回の件は継続審議ということでお諮りしたいと思います。委員の皆様、継続審議とすることについてご異議、あるいはご意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。そうしましたら日程のほうは今この場では確認できないかと思いますが、できるだけ早くに、臨時教育委員会というかたちになるかも分かりませんが、先ほどの請願者の思い、あるいは保護者の思いを勘案しながら方向を見いだしていきたいと思います。それでご理解いただけますか。

教育長 それではこの件は継続審議ということで処理させていただきます。請願、 ご審議ありがとうございました。

日程5(7)香芝市小中学校児童生徒福祉基金条例の一部を改正することについて

教育長 それでは案件(7)諮第13号「香芝市小中学校児童生徒福祉基金条例の一部を改正することについて」を、事務局より説明をお願いいたします。

教育部次長 ただいま提案になりました、諮第13号「香芝市小中学校児童生徒福祉基金条例の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。本案は、現在本市に居住する小中学校児童生徒の福祉の向上に寄与するため設置しております香芝市小中学校児童生徒福祉基金について、現在の目的に加え、基金の活用による学校教育の振興を図るため、本条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運用に関する法律第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものでございます。

改正の要点を申し上げます。現在、香芝市小中学校児童生徒福祉基金条例については、香芝市に居住し小中学校に在学する児童生徒の福祉の向上に寄与するために組み立てられた寄付金を原資として、平成18年度に設置いたしました。本条例の給付条件ですけれども、「災害等により就学に必

要なものを損失したとき。」、「疾病又は負傷のため医療費の支払に困窮 を生じたとき。」、「その他市長が就学のため必要と認めたとき。」とな っておりますが、実情としましては火災などが生じて児童生徒に見舞金と してお支払いしたというのが実際の運用状況でございます。2つ目にあり ます「疾病又は負傷のための医療費の支払に困窮を生じたとき。」でござ いますが、今般福祉医療が中学生まで拡大されたことによりまして、こう いった支払いに困窮を生じるということもないかと思います。そこで、こ の基金の従来の福祉向上の目的に加え、香芝市の学校教育の振興を目的と する事業の推進を図る際の資金源として寄附の趣旨に則って活用を図り たいというふうに考えているところでございます。基金の処分の方法とい たしましては、「児童等のスポーツ及び文化活動の奨励に要する経費の財 源に充てるとき。」、「学校教育を支援するための地域活動の推進に要す る経費の財源に充てるとき。」、「学校施設の整備及び教材の購入に要す る経費の財源に充てるとき。」、「災害等により児童等が損失した学用品 に係る給付金の財源に充てるとき」とさせていただきたいと考えておりま す。この基金条例の改正によりまして、香芝市小中学校児童生徒福祉基金 に属している現金につきましては、そのままこの香芝市学校教育振興福祉 基金に属する現金と見なします。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員

改正案の第6条第3号ですが、「学校施設の整備及び教材の購入に要する経費の財源に充てるとき。」というのが書いてありますが、実際学校施設の整備や教材の購入は一般会計のほうですべきものだと私は思います。あえてこれを入れておられるのは、何か特段の理由があって入れておられるのか。そこの説明をまずお願いします。

教育部次長

委員のご指摘のように、事務局としましても学校施設の整備及び教材の 購入に要する費用は一般会計より支出すべきものであると考えておりま すけれども、例えばより部活動の充実を図るため、先般ございました中学 生議会でも要望があったウォータークーラーの設置して欲しいといった ような、子どもたちの要望にこたえるための予算を、計画的に進めること が、例えば一度にそういった予算化をすることが難しいような場合、そう いった現場の要望にこたえるような財源としてこれを充てるといったこ とも想定いたしております。以上でございます。

教育長よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございませんか。

中木委員

今第6条第3号について説明がありましたが、第1号と第2号についても同じ意味合いだろうと思っております。市の一般会計で本来はやるべきだというご説明、その通りだと思います。どういった場合にこの学校教育振興福祉基金というものを当てはめるのかという、何らかの線引きというんでしょうか、そういうものが逆に一般会計で十分な予算がないときにこの基金からどんどん金が出ていってしまって、従来の災害等により、という目的のために使おうとしたときに、そういったことはこの基金しか手当てできないわけですけれども、そういったところで十分運用できなくなるという恐れが出たらやはりいけないものだと思います。こういったものに使うという決め事そのものはいいと思うんですが、何らかの一般会計との線引きと言うんですか、そういったものをしておかないと運用によってどんどん基金が取り崩されるという方向に行ってはだめだというふうに思うので、そのあたりの区分を教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、現在この福祉基金がどのくらい規模であるのか。これは徐々に増えていくことになるというのが今までのやり方だったと思うんですけれども、少なくとも今現在の規模がどれくらいあるのかお示しいただきたいと思います。以上でございます。

教育部次長

まず、現在の規模でございます。27年度末の積立額といたしまして、16, 912,494円でございます。

それから実際どのようなことに使うのかという区分ですけれども、申請の手続きや1件の上限金額等の運用の詳細につきましては別に定めてまいりたいと思っております。委員のご指摘のように子どもたちのためにということでいただいた篤志家の方からの寄附でございますので、乱用することなく適正に運用していけるようなルールづくりをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

教育長よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(8)平成28年度香芝市一般会計補正予算について

教育長 それでは案件(8)諮第14号「平成28年度香芝市一般会計補正予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、諮第14号「平成28年度香芝市一般会計補正 予算について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年12月に開催されます第6回香芝市議会に提出を予定しております補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、香芝市長より意見を求められましたので、提出議案について異議がないとすることについて議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、資料12ページの債務負担行為の補正でございます。事項といたしまして、中央公民館指定管理委託事業については限度額117,000千円の追加でございます。次に二上山博物館指定管理委託事業につきましては限度額18,000千円でございます。次に学校給食調理業務委託事業につきましては限度額177,000千円でございます。

次に歳出でございます。教育総務費につきましては、小中学校各種大会 出場補助金といたしまして732千円の増額でございます。次に小学校費で すが、学童保育指導員賃金7,228千円の増額でございます。最後に保健体育 費ですが、消耗品費で500千円、給食用備品で5,000千円の増額となってお ります。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質 問等ございませんでしょうか。

中木委員 今のご説明のなかで、債務負担行為についてなんですが、3つの委託事業についてそれぞれ3年間でここに掲げている額と読むのか、期間は3年間だけれども、額は1年あたりと読むのか。どちらなのかお示しいただきたいと思います。

総務課長
それぞれ期間中の合計額でございます。

教育長よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございませんか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(9)その他報告

教育長 日程5(9)「その他報告」として各課より報告等をお願いします。

生徒指導支援室長

お手元に平成28年度全国学力・学習状況調査の結果分析の概要をお配りしております。9月の教育委員会会議でお知らせいたしましたとおり、それぞれ市内の小中学校から12人の先生方で調査検討委員会を組織し、それぞれで分析していただいた結果を事務局のほうでまとめたものでございます。先ほど配布したばかりで、十分に目も通していただく時間もなかったと思いますので、後ほど見ていただいてまたご意見いただけたらと思います。なお、これについては冊子化したものを各学校現場に配布するとともに、市のホームページを通して市民の皆様にもお知らせしていく予定となっております。

教育長

ただ今の全国学力・学習状況調査の結果分析について、見ていただく時間が非常に短く申し訳ないのですが、もし今お気づきの点がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

中木委員

今開いたばかりで中身を全く見てないのですが、結果を受けて、ここをこうしたほうがいい、そういった意見がもしあったとき、配布というお話がありましたがスケジュール的に間に合うのでしょうか。あるいは、意見があれば、いつまでに申し出たら皆さんに配布するまでに間に合うと、そういった期限があれば教えていただきたいと思います。

生徒指導支援室長

今特に学校に配布する日、ホームページに掲載する日を指定しておりま

せん。例年、11月の教育委員会会議で結果概要を提示させていただいて、12月を目処に公開しているということですので、だからといっていつまでも配布しないということではありませんが、やはり出す以上は少しでも良いものにしたいというのが事務局の考えですので、お読みいただき、検討いただく時間は取らせていただきますので、12月中旬までにご意見をいただければ十分かと思います。

中木委員

分かりました。結果を早く皆さんに公表することが大事だと思いますので、できるだけ早く、意見があった場合にはお伝えさせていただきます。

田中委員

ざっと見させていただいただけなのですが、学校訪問をさせていただいたときにローマ字の授業も何度か見させていただいたんですが、国語Aのなかでローマ字の読み書きで正答率50パーセントを下回る問題もあると書いていただいておりますが、どうも私が見に回らせていただいたなかで、通常私たちがよく使うローマ字と、小学校教育でやられているローマ字、これが違うことにまず驚きました。それから当然これから英語教育が小学校の段階から入るとなると、ローマ字の捉え方は、子どもたちにとっては2種類なんでしょうけれども、私たちから見ると3種類に見えてしますんです。これは教育課程上の問題なので香芝市が勝手にそれをやめるというわけにはいかないのですが、非常にこのあたりが何か釈然としないと思っているのが事実です。これをどうできるかという問題はなかなかその答えも見いだせないでしょうし、具体的にどうできるというものではないんですが、このあたりの部分もこういう教え方というのか、どういう方法があるのかということをあえて一度議論していただけたらと思います。

生徒指導支援室長

はい、ご意見ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。この件に関して他にご意見等ございませんで しょうか。

教育長

ないですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

中央公民館長

公民館まつりについてのご報告をさせていただきます。去る11月12日から14日まで、平成28年度第40回公民館まつりにお越しいただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまで無事に終了することができました。発表者の皆様方はこの日に向けて1年間の集約としてがんばって

いただきました。12日、13日、14日の3日間の来場者数ですが、展示、舞台、公開学習、体験学習等を合わせまして4,130名の参加がありました。ただ、来館者数なんですけれども、昨年より600名程の減少となり、残念に思っております。広報等も広く行っていただけるように実行委員会の方々がいろいろと工夫してくださり、自治会の回覧板で回していただいたり、いろいろな方にお声かけをいただきましたが、このような結果になりました。この結果を受け、今後多くの方に来館していただけるよう、実行委員会の方々と反省会を持ち、来年度からの指定管理者とも協議して考えていきたいと思います。以上でございます。

教育長

冒頭に私もお話させていただきましたが、非常に素晴らしい作品、発表がございます。もっともっと多くの市民の方に見ていただき、参加いただきたいと思いますので、今後来年に向けて実行委員の方々とともに検討をお願いしたいと思います。

教育長

この件についてはよろしいですか。では、他に各課より報告等ございませんか。

教育長

よろしいですか。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の第13回教育委員会会議は12月21日水曜日の午前9時30分からといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは次回教育委員会会議は、12月21日水曜日の午前9時30分からといたします。

教育長

なお、先ほど継続審議となりました請願について、近いうちに臨時教育 委員会の開催もあるかと思いますので、また時期が来ましたら連絡させて いただきます。

教育長

本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第11回教育委員会会議(11月定例)を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

(午後5時24分 閉会)